

議 事 録

会議の名称	平成29年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年5月25日(木) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第21号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 4 第23号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 5 第24号議案 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 6 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 9 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第5回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第5回総会 その他連絡事項 3 平成29年度農地パトロールの実施について 4 平成29年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見に対する対応
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。

	最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。
井上会長代理	皆さんこんにちは。足元の悪い中ご苦勞様です。これより平成29年第5回農業委員会総会を開催いたします。
事務局長	ありがとうございました。 続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さんこんにちは。今日は過ごしやすいお湿りになったのではないかと思います。先日は32.3度が2、3日続きまして、我々は急に暑くなって困っておりましたら、実は家の玉葱がやけどをしまして、損をしたなと思いましたが、これは自然現象ですので仕方ないと思います。そのくらい先日は真夏の陽気で大変でした。また、ここへきて一段落し、いいお湿りもあり、この陽気が続きそうですので、何とか仕事もはかどると思います。 また本日は新農業委員会制度移行会議でお世話になります。本日もスムーズなうちに議事が進みますようご協力をお願いいたしまして簡単ですが、れどもあいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。
事務局長	ありがとうございました。 本日、3番宮部委員、22番小暮委員及び26番池田稔委員より、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中33名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。 これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。
議長	着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) 本日は、28番金井一吉委員と29番高橋博委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 第20号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

<p>事務局長</p>	<p>第20号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第20号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件でございます。申請内容をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田2筆、面積は、記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>整理番号1について、受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、細野林之助委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>細野林之助委員</p>	<p>10番細野林之助です。調査で分からないことがあったので関根道夫委員と一緒に参りました。受人は渡人の兄であり、渡人は農業ができなくなったので、受人に農地を贈与するということです。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第21号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用</p>

	<p>地利用集積計画の決定について（通年）を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第21号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページから13ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、73件です。田48筆及び畑36筆の面積合計148,243㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。2番飯島委員、4番杉田委員、9番松本委員、28番金井一吉委員及び37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（飯島委員、杉田委員、松本委員、金井一吉委員及び荻野委員 退席）</p> <p>第21号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。はい、金井裕委員お願いします。</p>
金井裕委員	<p>12番金井裕です。26番の田で870㎡なのですが、小作料が5万円となっておりますが間違いではないですね。</p>
議長	<p>事務局、申出書を確認してください。</p>
中村主査	<p>提出された申出書を確認したところ、小作料は5万円で記載されてお</p>

	ます。
議長	<p>間違いではないそうです。他にございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第21号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第21号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。飯島委員、杉田委員、松本委員、金井一吉委員及び荻野委員の復席をお願いします。</p> <p>(飯島委員、杉田委員、松本委員、金井一吉委員及び荻野委員 復席)</p> <p>次に、第22号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、14ページをご覧ください。第22号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページ及び16ページをご覧ください。申請件数は、10件で、所有権移転5件、賃貸借権2件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも</p>

	<p>のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、杉田委員の報告をお願いいたします。</p>
杉田委員	<p>4番杉田です。5-1の地図をご覧ください。この場所は最近ほとんど新興住宅地です。不動産屋が畑を区画割りし、この地図を見ると道路はないように見えるのですが、この中に新しく区割り道路が既に引いてあります。現地を確認したところ、周りが既に住宅地になっております。皆さんの審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>20番武政、報告させていただきます。この案件につきまして前々回に出た気がしておりましたところ、事務局より連絡がありました。これは前々回に出た案件の追加とのことでしたので、事務局より説明をしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
津久井専門員	<p>事務局の津久井でございます。私より説明させていただきます。この案件につきましては、3月の総会でご審議いただきまして、農林振興センタ</p>

	<p>一へ進達した案件でございます。3月時には、譲受人が個人名でありましたが、譲り受けて使用する者が、法人であることから3月の申請につきましては、一旦取り下げをいたしまして、今回法人名で申請をするということで今回の申請が出てきたものであります。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。15ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-3については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。この件につきましては先月申請がございまして、皆さまの承認を得た物件でございまして、説明につきましては前回と全く同じでございます。図面をご覧くださいますと、申請地の下の3分の1位のところに白い部分がございます。その白い部分に、北部用水の1m20cmの土管の水路が地下にありまして、これが地上権設定されており、これを除いた分を申請したということです。1㎡あたり2トン以上のものを作る場合に県に届出を出すよう関東農政局から指導があり、太陽光発電をやる場合はほとんど関係ないのですが、今回は県から再申請するようということだったそうです。皆さんにもう一度ご審議願うということですのでよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質問がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。はい、津久井専門員お願いします。</p>
津久井専門員	<p>補足説明をさせていただきます。今、高橋清一郎委員の説明のとおり、国の地上権が設定されているのですけれども、登記簿に特約事項が記載されておりまして、1㎡あたり2トン以上の加重をかけないものとするということが記載されております。それともう1つこの土地に建物または堅固な工作物を設置しようとするとき、及びこの土地を掘削又は形質の変更をしようとするときは事前に施設管理者の同意を得るものとするということで、今回のケースに当たりましては、形質の変更という部分で該当すると思われるので、国の同意が必要であるとの県、国の判断であると思います。</p>
議長	<p>それではよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、私、田端から報告いたします。20ページの地図を見ていただきたいと思います。ここは、小高い丘の上であり、もう少し下に行くと小山川が流れております。ここは長沖という場所で、この辺りは太陽光発電施設が多くあり、申請地は竹藪だったのですが、きれいに竹を切ってもらってそこへ太陽光発電施設を設置するそうです。</p> <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-5については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5の地区担当は、宮部委員ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、津久井専門員から報告をお願いいたします。</p>
津久井専門員	<p>では、事務局より報告させていただきます。5-5の地図をご覧ください。申請地は民家を囲むようにして、八高線の北側に道路を介して接続しており、〇〇〇のすぐ近くに位置しております。用途地域内にある第3種農地であります。周囲には住宅もあり、また申請地の北側、図面上では申請地の上に大きな建物が5つ程記載されておりますが、これはおそらく開発が予定されていると見られる、現在更地となっている土地でございます。申請地につきましては、太陽光発電施設を設置するのは可能な場所と思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、井上会長代理でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、井上会長代理より報告をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>16番井上、報告させていただきます。受人は渡人の孫に当たります。受人は結婚しておりまして、アパートに住んでおりましたが、子供ができて、渡人の家の近くに住みたいということで、渡人の家の隣を自己用住宅用地としました。渡人の家はお爺さん夫婦、親夫婦と子供1人、受人がおるのですが、かなり家族が多いので、ここに新しい後継者住宅を作りたいとの申請だと思います。養豚農家で若き後継者でございますので、是非承認いただきたいと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住</p>

	<p>宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年1月26日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、間正委員の報告をお願いいたします。
間正委員	<p>35番間正です。今、事務局が丁寧に説明していただいたとおりでございまして、この案件は1月に皆さんにお世話になって除外をさせていただいたところでございます。分家住宅ということで北側には既に住宅も建っておりまして、他の人が持っている農地に迷惑がかかることはないと思っております。よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-8については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、武政委員の報告をお願いいたします。

武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。ここは、第一種低層住居専用地域ということで、5-8の地図を見ていただければ分かると思うのですが、周りは、ほとんど家が建っております。申請地の現況を見ましたら草が結構生えているので、新しく家が出来れば草もなくなりきれいになると思います。皆さまのご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、杉田委員の報告をお願いたします。</p>
杉田委員	<p>4番杉田です。5-9の地図をご覧ください。南大通線から少し入ったところに申請地があります。現地調査しましたら、砂利が敷いてあって、きれいに整地してありました。周りは住宅街ですので、周辺農地には、影響を及ぼすおそれはありません。皆さまのご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相</p>

	<p>当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、長沼委員の報告をお願いいたします。</p>
長沼委員	<p>8番長沼です。5-10の地図をご覧ください。渡人の方は農協に勤めておりましたが、今は会社に勤めております。この申請地は渡人が草刈をしておりましたが、ここに太陽光発電施設の話が持ち上がり、渡人が太陽光発電施設の所有権移転をしたいということでお願いしたそうです。皆さま方のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号10について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第23号議案平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第23号議案を説明いたしますので、27ページをご覧ください。第23号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に</p>

関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、別紙の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、平成29年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。

別紙の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、説明いたします。28ページをご覧ください。縦書きになって申し訳ありませんが、ご覧いただきたいと思っております。

Iの平成29年3月現在の農業委員会の状況です。1つ目が農業の概要です。耕地面積・経営耕地面積・遊休農地面積・農地台帳面積は、田・畑・合計それぞれ記載のとおりです。その下の左の表です。総農家数・自給的農家数・販売農家数は、記載のとおりです。中の表です。農業就業者数は、記載のとおりです。右の表です。認定農業者・基本構想水準到達者・認定新規就農者・農業参入法人は、記載のとおりです。2つ目が、農業委員会の現在の体制です。本市は、旧制度に基づく農業委員会で、平成30年2月9日に任期満了を迎えます。農業委員数は、下の表のとおりです。29ページをご覧ください。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・これまでの集積面積・集積率は、記載のとおりです。2つ目が、平成28年度の目標及び実績です。集積目標・集積実績・新規実績・達成状況は、記載のとおりです。3つ目が、目標の達成に向けた活動です。活動計画・活動実績は、記載のとおりです。4つ目が、目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価・活動に対する評価は、記載のとおりです。30ページをご覧ください。

IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1つ目が、現状及び課題です。26年度から28年度までの3ヵ年における新規参入者数の状況と課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成28年度の目標及び実績です。参入目標・参入実績・達成状況は、記載のとおりです。3つ目が、目標の達成に向けた活動です。活動計画・活動実績は、記載のとおりです。4つ目が、目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価・活動に対する評価は、記載のとおりです。31ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・遊休農地面積・その割合・課題は、記載のとおり

です。2つ目が、平成28年度の目標及び実績です。解消目標面積・解消実績面積・その達成状況は、記載のとおりです。3つ目が、目標の達成に向けた活動です。農地の利用状況調査の調査員数・調査実施時期・調査結果取りまとめ時期・調査方法及び農地の利用意向調査について、活動計画及び活動実績は、それぞれ記載のとおりです。4つ目が、目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価・活動に対する評価は、記載のとおりです。32ページをご覧ください。

Vの違反転用への適正な対応です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・違反転用面積・課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成28年度実績です。年度末現在の違反転用面積・前年度からの増減は、記載のとおりです。3つ目が、活動計画・実績及び評価です。活動計画・活動実績・活動に対する評価は、記載のとおりです。33ページをご覧ください。

VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1つ目が、農地法第3条に基づく許可事務です。1年間の処理件数は、記載のとおりです。事実関係の確認・総会等での審議・申請者への審議結果の通知・審議結果等の公表・処理期間は、記載のとおりです。2つ目が、農地転用に関する事務です。1年間の処理件数は、記載のとおりです。事実関係の確認・総会等での審議・審議結果等の公表・処理期間は、記載のとおりです。34ページをお願いします。3つ目が、農地所有適格法人からの報告への対応です。農地所有適格法人からの報告について・農地所有適格法人の状況については、記載のとおりです。4つ目が、情報の提供等です。賃貸料情報の調査・提供・農地の権利移動等の状況把握・農地台帳の整備は、記載のとおりです。35ページをご覧ください。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、特に記載は、ございません。

VIIIの事務の実施状況の公表等です。1つ目が、総会等の議事録の公表です。議事録の公表は、記載のとおりです。2つ目が、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出です。意見の提出件数は、記載のとおりです。3つ目が、活動計画の点検・評価の公表は、記載のとおりです。以上で別紙の平成28年度点検・評価の説明は、終了しますが、本案件は、3月総会のその他連絡事項で農業委員みなさんにお示しし、1週間の意見聴取期間を経て、4月3日からの1ヶ月間、市ホームページで公表して、市民等からの意見公募を行い、その結果、市民等からの意見提出がなかったことを報告し、第23号議案の説明を終了します。以上です。

議長	<p>第23号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第23号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第23号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>次に、第24号議案平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第24号議案を説明いたしますので、36ページをご覧ください。第24号議案平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会における活動計画について公表したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、別紙の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、平成29年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>別紙の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、説明いたします。37ページをご覧ください。</p> <p>Iの平成29年3月24日現在の農業委員会の状況です。1つ目が農家・農地等の概要です。左の表です。総農家数・自給的農家数・販売農家数は、記載のとおりです。中の表です。農業就業者数は、記載のとおりです。右の表です。認定農業者・基本構想水準到達者・認定新規就農者・農業参入法人は、記載のとおりです。下の表です。耕地面積・経営耕地面積・遊休農地面積・農地台帳面積は、田・畑・合計それぞれ記載のとおりです。2つ目が、農業委員会の現在の体制です。本市は、旧制度に基づく農業委員会で、平成30年2月9日に任期満了を迎えます。農業委員数は、下の表のとおりです。38ページをご覧ください。</p> <p>IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・これまでの集積面積・集積率・課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成29年度の目標及び活動計画です。集積目標・そのうち新規集積面積・目標設定の考え方・活動計画は、記載のとおりで</p>

	<p>す。</p> <p>Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。1つ目が、現状及び課題です。26年度から28年度までの3ヵ年における新規参入者数の状況と課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成29年度の目標及び活動計画です。目標・活動計画は、記載のとおりです。39ページをご覧ください。</p> <p>Ⅳの遊休農地に関する措置です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・遊休農地面積・その割合・課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成29年度の目標及び活動計画です。目標として、遊休農地の解消面積・その考え方は、記載のとおりです。活動計画として、農地の利用状況調査の調査員数・調査実施時期・調査結果取りまとめ時期・調査方法及び農地の利用意向調査の実施時期・調査結果の取りまとめ時期は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>Ⅴの違反転用への適正な対応です。1つ目が、現状及び課題です。管内の農地面積・違反転用面積・課題は、記載のとおりです。2つ目が、平成29年度の活動計画です。活動計画は、記載のとおりです。</p> <p>以上で別紙の平成29年度活動計画の説明は、終了しますが、本案件は、3月総会のその他連絡事項で農業委員みなさんにお示しし、1週間の意見聴取期間を経て、4月3日からの1ヶ月間、市ホームページで公表して、市民等からの意見公募を行い、その結果、市民等からの意見提出がなかったことを報告し、第24号議案の説明を終了します。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>第24号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第24号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第24号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第21号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第21号を説明いたしますので、40ページをご覧ください。報告第21号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条</p>

	<p>の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、41ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第22号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第22号を説明いたしますので、42ページをご覧ください。報告第22号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第23号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第23号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、45ページ及び46ページをご覧ください。専決処分件数は、11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第24号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第24号を説明いたしますので、47ページをご覧ください。報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、4件です。その通知内容は、48ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、6点ございます。</p> <p>まず、1点目ですが、6月総会の開催予定です。6月26日(月)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。全国農業委員会会長大会についてでございます。5月29日(月)午後0時30分から、東京都文京区の文京シビックホールにおいて、開催予定です。会長が出席し、事務局が随行いたします。</p> <p>次に、3点目です。平成29年度農地パトロールについてです。お手元に配付してあります別紙をご覧ください。今年度も、農業委員みなさんの協力をいただいで農地パトロールを実施することとします。1の期日ですが、下記の候補日から調整の上、6月10日までに地区代表委員が事務局に報告をお願いいたします。2の各調査地区・集合場所・担当委員等については、2ページ3ページのとおりです。3の調査については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査及び農地法による利用状況調査を実施します。このほか農地パトロールの詳細につきましては、来月の総会でご連絡いたします。</p> <p>次に、4点目です。平成30年度県農地利用の最適化に関する意見の提出についてです。先月の総会のその他連絡事項で意見提出をご依頼した案件ですが、4月26日から5月10までの期間において、意見の提出を求めましたところ、1名の委員さんから2件の意見が提出されました。その内容を読み上げます。農業を経営していく上で「農地」は、必要不可欠な</p>

	<p>ものですが、農業経営者が高齢化し、農地を手放す方も多く見受けられます。現在、「農地」を取得したり、借用したりして、農業を経営している方々であっても、必ず高齢化していくものですので、農業経営者数の減少は否めません。「農地」を国民全体の財産という意識を高めるような施策を展開すべきと思います。こちらが、農地の有効利用の推進のための支援についての意見です。もう1件が、担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援についての意見になります。読み上げます。担い手を育成し、確保できたとしても、毎年、農業所得の確定申告が必要になりますが、それには多大な時間と労力を費やしますので、担い手を対象とした確定申告勉強会を開催するなどの経営面での支援をすべきと思います。との意見がございました。</p> <p>これら、2件の意見に対して、みなさんから質疑や意見等がないようでしたら、これらを本庄市農業委員会の意見として、埼玉県農業会議に提出したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
会長	<p>少しよろしいですか。2件目の意見ですが、確定申告の勉強会について以前私から申し上げたことがありましたが、農業共済組合が1つになってまた保険が収入保険方式になってくると、青色申告が必須になってきます。そうでないと任意の保険に入るしかありません。農業会議としても、青色申告を進めるうえで、指導していきますので、本庄市農業委員会としてもこれはどこかでやらなければならないと考えておりました。池田芳野さんの良い意見が出ましたので、これは是非持っていきたいと思います。皆さんからご意見がございましたらお願いいたします。はい、池田委員お願いします。</p>
池田芳野委員	<p>私の意見がそのまま通るということではなくて、他の人の意見をいろいろ言ってもらいたいと思います。</p>
会長	<p>皆さん、該当している人が多いと思いますが、雪害対策で経営体育成支援事業を利用している人は、国のことなので今年出した確定申告の写しを提出することになっております。私も勉強になりましたが、控えでよいのだと思っていたところ、控えごと税務署に提出すると、收受印を押して返してくれます。私は、控えを剥がして提出したのですが、すぐには控えに收受印を押してもらえませんでした。一旦提出された書類は、税務署のものなので審査請求してくださいと伝えられ、300円の収入印紙を購入し1週間以上経った後で、さらに税務署が指定した日に行かないと、自分が提出した書類の写しを渡してもらえません。皆さんもできたら、私のように失敗しないで、控えごと税務署に提出し、收受印を押してもらったほう</p>

	が、一般の証拠物件になるそうですので利用していただければと思います。
高橋博委員	29番高橋です。今の件で確定申告の写しと住民税に関する書類も必要だと聞いていますが、どうなのでしょう。
関根道夫委員	34番関根道夫です。確定申告の一枚目の写しだけを出せばいいそうですよ。
亀田委員	20番亀田です。税金の申告につきましては、所得税が出る人は市役所で受ける人もいますが原則は税務署で申告し、税務署が申告を受けた写しが市役所に来て、皆さんに市県民税を課税します。また計算した結果、所得税が出ない人は、市県民税の申告書だけを市役所に来て提出していただきます。その場合は、その写しなり証明書を今言ったとおりに提出すればよいのであって計算した結果、所得税が出る人と出ない人はやり方が違うのだと思います。
清水会長代理	14番清水です。亀田委員、所得税はそうなのでしょうけれども消費税がある場合は税務署になるのですよね。
亀田委員	消費税が絡む場合は税務署です。
会長	今回の件については消費税は関係ありません。
事務局長	<p>平成30年度県農地利用の最適化に関する意見の提出について、皆さんからのご意見がないようですので、これら2件の意見を本庄市農業委員会の意見として、会長名で埼玉県農業会議へ提出いたします。(4) その他ですけれども、平成29年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見の県対応状況です。お手元に配付してありますA4版横置き両面刷りの7ページものをご覧ください。昨年度に各市町村農業委員会に意見提出を依頼し出されて意見に対する埼玉県の担当課と対応内容等がまとめられた書類がつい最近埼玉県農業会議から送付されております。1として、農業委員会系統組織活動の支援、2として、農地の有効利用のための支援、3として、担い手への支援となっております。参考までに、後ほどご覧ください。</p> <p>次に、5点目です。平成30年度農林関係税制改正に関する要望についてです。こちらも、4と同様に意見提出をお願いいたしましたが、1件も意見の提出がございませんでした。</p> <p>次に、6点目です。その他として、裏面に田端会長の6月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理からお願いしたいと思います。</p>
清水会長代理	<p>ご苦勞様でした。この後も会議を予定されておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。平成29年第5回農業委員会総会を終了いたします。</p>

平成29年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年5月25日(火)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時20分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	欠席		22	小暮 明男	欠席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	欠席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	○
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	○
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏